

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

建築指導課

### 【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
（県例規集登載）

農政企画課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

### 【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年岡山県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項を削る。

第三条第一項中「場合は」を「場合(政令第四条第一号に係るものに限る。)」は」に改め、同条第二項中「第四条各号」を「第四条第一号イ又はロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

◎岡山県告示第四百四十五号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金から適用する。

令和元年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表農林水産部の部農業共済組合等組織整備指導推進事業費補助金の項を削り、同部岡山県強い農業づくり交付金の項を次のように改める。

岡山県強い農業・担い手づくり総合支援交付金	農畜産物の高品質化、高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等	市町村、農村、農業者の組織する団体等	農業・食品産業強化対策整備交付金 産地基幹施設等支援タイプ 1 産地競争力の強化 2 食品流通の合理化	定額。1については事業費の二分の一以内、2については事業費の十分の四以内。ただし、農林水産省生産局長等が別に定める場合にあつては、その額又は率以内
人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成	市町村	農業・食品産業対策推進交付金 1 先進的農業経営確立支援タイプ (1) 融資主体補助型 ア 融資主体型補助事業 イ 追加的信 用供与補助事業	1 (1)ア、2 (1)ア及び2 (2)アについては事業費の十分の三以内、1 (1)イ、2 (1)イ及び2 (2)イについては定額、2 (3)については事業費の二分の一（農業用機械を対象とする場合にあっては、三分の一）以内	



# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

地下かんがい施設 導入啓発事業	土地改良施設P C B 廃棄物処理促進 対策事業
補助基本額の五〇 パーセント以内	

に、

農業基盤整備促進 事業	水利施設等保全高 度化事業
----------------	------------------

に、

土地改良施設P C B 廃棄物処理促進 対策事業	地下かんがい施設 導入啓発事業	畑地かんがい施設 等再編事業
補助基本額の五〇 パーセント以内	補助基本額の五〇 パーセント以内。 ただし、一地区一 年度当たり二十万 円を限度とする。	

を

表農林水産部の部土地改良事業補助金の項中

農業基盤整備促進 事業
----------------

を

2 整備事業
率以内とする。 1 (2) について は、定額

平成三十年七月豪雨農業用施設災害復旧緊急対策事業	事業費の六五パーセント以内
--------------------------	---------------

を

土地改良施設突発事故復旧事業	事業費の五〇パーセント以内。ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、五五パーセント以内
----------------	--

に改め、同部農村活性化推進事業費補助

金の項を次のように改める。

農村活性化推進事業費補助金	直売所を拠点にした農村観光資源の連携による中山間地域の活性化	市町村等
中山間地域“食と農村”の交流促進事業	1 “食と農村”連携支援事業 2 “食と農村”磨きあげ支援事業	1 については、補助対象経費の二分の一以内 2 については、補助対象経費の二分の一（農業用施設及び機械にあつては、三分の一）以内。ただし、一年度につき三百万

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

生利用の支援	荒廃農地の再生利用の支援		
等	農業者		
用促進事業	荒廃農地再生・利用促進事業	教育ファーム事業	
二分の一以内	定額又は事業費の二分の一以内	定額又は事業費の二分の一以内	円（農林水産部長が別に定める場合を除き、直売所を除く農村観光資源の整備にあつては、一箇所当たり百万円）を限度とする。

表農林水産部の部岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金の項中「農林水産省生産局長」を「農林水産省農村振興局長」に改め、同部岡山県荒廃農地等利活用促進交付金の項を削り、同部農地利用最適化交付金の項を次のように改める。

岡山県農地集積・集約化対策推進交付金	農地等の利用の最適化に向けた積極的な活動の推進	市町村及び農業委員会ネットワーク	1 機構集積支援事業 2 農地利用最適化交付金	定額
--------------------	-------------------------	------------------	----------------------------	----

表農林水産部の部市町村森林所有者情報活用推進事業費補助金の項中「市町村森林所有者情報活用推進事業費補助金」を「森林情報活用促進事業費補助金」に、

市町村森林所有者  
を  
森林情報活用促進

に改め、同部おかやま森づくり

情報活用推進事業

事業

県民基金事業費補助金の項中「認める団体」を「認める団体等」に、「行動開催型」を「森づくり活動支援型」に、「自主活動支援型」を「森林体験行事開催型」に、「補助対象事業費」を「補助対象経費」に、「二分の一以内」を「十分の十以内（当該事業等に係る助成を過去に三年以上受けている団体等については、備品費の補助率を二分の一以内とする。）」に、「十分の十以内」を「十分の十以内（市町村（市町村が負担金等を支払う団体を含む。）については二分の一以内）」に、「五十万円（当該事業に係る助成を過去に三回以上受けている団体等については、二十五万円）」を「三十万円」に改め、同部快適森林環境創出事業費補助金の項を次のように改める。

快適森林環境創出事業費補助金	荒廃した里山林等の適切な保全及び整備並びに松くい虫被害林等の自然力を活かした再生による、森林の持つ公益的機能の回復	森林組合	1 里山林等再生事業 2 松くい虫被害林再生（被害跡地更新・森林再生）	定額
----------------	---	------	--	----

表農林水産部の部快適森林環境創出事業費補助金の項の次に次のように加える。

ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業費補助金	ナラ枯れ被害の拡大を防止することによる森林の持つ公益的機能の回復	市町村、森林組合、木材生産業者、	1 広葉樹利用促進（搬出助成） 2 広葉樹利用促進（倒木接種） 3 広葉樹利用促進（大径広葉樹	定額。ただし、3については、百万円を限度とする。
----------------------	----------------------------------	------------------	---	--------------------------

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

		市町村	業者等	しいたけ生産	利用促進)
		1 広葉樹保全再生(樹幹注入)			
		2 広葉樹保全再生(誘引捕殺)			
		3 広葉樹保全再生(被害跡地更新)			
		4 広葉樹保全再生(被害木探査)			
		定額			

表農林水産部の部森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金の項中

活動組織に対する指導等及び制度の普及啓発に要する経費	定額
----------------------------	----

を

1 市町村推進事業	1 については、
2 市町村支援事業	2 については、
	補助対象経費の二分の一以内

に改め、同部地域林業の担い手サポート

事業補助金の項を削り、同部林業担い手育成総合対策事業補助金の項中「、林業事業体の経営改善等の林業の担い手の育成」を削り、同部晴れの国おかやまの林業就業促進事

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

業補助金の項中「情報発信」を「就業相談等の実施」に改め、同部県産材需要拡大総合  
 対策事業費補助金の項を次のように改める。

業補助金 大総合対策事 業費補助金	エンドユーザ ーを対象とし た展示会及び 木工教室並び に広報媒体を 利用したP R 等の取組の支 援	県産材 の生産 及び利 用に取 り組む 団体	県産材利用促進P R	定額。ただし、一 団体当たり七十万 円を限度とする。
公共建築物等 の県産材によ る木造化及び 木質化並びに 公共建築物等 への木製品の 導入を積極的 に推進するこ とによる県産 材の一層の需 要拡大	県産材サポー ターの養成及 び県産財の規 格化等の情報 発信の支援	一般社 団法人 岡山県 木材組 合連合 会	県産材サポータ ー資質向上及び情報 発信	定額
			県産材利用促進対 策事業	補助対象経費の 二分の一以内（4 のうち私立高校に 木製品を設置する 場合は定額とし、 百三万六千円を限 度とする。）。た だし、一施設当た り1、3及び4に ついては二百万 円、2については

<p>五百万円（CLTを現して内外装材として使用する場合は七百万円）を限度とし、同一施設で2及び3を併用する場合は七百万円を限度とする。</p>

表農林水産部の部CLT等利用促進対策事業費補助金の項を削り、同部林業・木材産業改善資金転貸貸付促進事業費補助金の項中「一・〇八を乗じた額」を「消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額」に改め、同部林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金の項中

<p>9 林業経営体育 成対策（林業機械リース支援） 10 先進的モデル提案事業</p>	を	<p>9 マーケティング グ力のある林業担い手の育成 10 林業経営体育 成対策（林業機械リース支援） 11 先進的モデル提案事業</p>
<p>に改め、同部市町村提案型森づく</p>		

くり事業費補助金の項中「五百万円」の下に「（松くい虫被害林危険木伐倒を実施する場合は、一市町村当たり二百万円を上乗せした額）」を加え、同部県産ヒノキ販路開拓支援事業費補助金の項を次のように改める。

路開拓支援事	県産ヒノキ販	海外への県産	一般社	県産材新販路開拓	定額
		ヒノキの製材	団法人	支援事業	

業費補助金		
品のPR及び 販路拡大の取 組の支援	岡山県 木材組 合連合 会	

表農林水産部の部県民参加の森づくりサポート事業費補助金の項中「県民参加の森づくり推進団体」を「一般社団法人岡山県森林協会」に改め、同部おかやまの木で家づくり支援事業補助金の項中「CLTの」を「県産森林認証材の」に、「県産乾燥材又はCLTを使用して木造住宅を新築する施工業者」を「一般社団法人岡山県木材組合連合会」に、「二戸当たり二十万円」を「定額」に改め、同部造林事業補助金の項中「環境林整備事業」を「特定森林再生事業」に、「公的森林整備」を「森林緊急造成」に改め、同部おかやま元気な森づくり推進事業補助金の項を次のように改める。

おかやま元気な森づくり推進事業補助金	森林の持つ公益的な機能の持続的な発揮	市町村及び事業者	おかやま元気な森づくり推進事業	事業ごとに知事が定める額又は率
--------------------	--------------------	----------	-----------------	-----------------

◎岡山県告示第四百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 井原市木之子町150番地

氏名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		変 更 前		変 更 後		廃 止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (169)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (170)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (146)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (144)	
能	力	シリコンウエハー 50枚/回		シリコンウエハー 670枚/日		シリコンウエハー 500枚/日		シリコンウエハー 50枚/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和元年11月 5 日		令和 2 年 1 月 20 日		—		令和元年11月 5 日		令和元年11月 5 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和元年11月 12 日		令和 2 年 1 月 30 日		—		令和元年11月 12 日		令和元年11月 5 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和元年11月 27 日		令和 2 年 1 月 30 日		—		令和元年11月 27 日		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		3回/日 2時間		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.02 6	0.03 9	0.4	0.8	0.3 0.02	0.3 0.02	6 0.1	9 0.15	0.3	0.3
	p H	4 4	4 4	4	4	4 2以下	4 2以下	4 1以下	4 1以下	4	4
	B O D (mg/L)	5 5	10 10	5	10	5 <1	10 <1	<1 <1	<1 <1	5	10
	C O D (mg/L)	5 5	10 10	5	10	5 12	10 12	12 12	12 12	5	10
	S S (mg/L)	1 1	2 2	1	2	1 1	2 1	1 1	1 1	1	2
	T - N (mg/L)	210 —	250 —	210	250	210 2	250 2	2 2	2 2	210	250
	T - P (mg/L)	—	—	16	20	16 0	20 0	0 0	0 0	16	20
	ふっ素 (mg/L)	1,540 —	1,540 —	1,540	1,540	1,540 —	1,540 —	—	—	1,540	1,540
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210 —	250 —	210	250	210 —	250 —	—	—	210	250

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
- 2 特定施設（65酸又はアルカリによる表面処理施設（169））における使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の欄中数値については、上段はフッ酸処理施設に排出される量、下段は中和処理ラインミキサーに排出される量を示す。
- 3 特定施設（65酸又はアルカリによる表面処理施設（146））変更前における使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の欄中数値については、上段はフッ酸処理施設に排出される量、下段は硫酸排水処理施設に排出される量を示す。
- 4 特定施設（65酸又はアルカリによる表面処理施設（146））変更後における使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の欄中数値については、上段は中和処理ラインミキサーに排出される量、下段は硫酸排水処理施設に排出される量を示す。

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	硫酸排水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	FRP				同左				
主 要 寸 法	φ1,000mm×H710mm 0.5m <sup>3</sup> ×2基				同左				
能 力	5 m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	水酸化ナトリウムによる中和				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				令和元年11月5日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				令和元年11月12日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				令和元年11月27日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2.22	2.82	2.22	2.82	2.30	2.95	2.30	2.95
	p H	2以下	2以下	5.5～8.5	5.5～8.5	同左			
	BOD (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	COD (mg/L)	12	12	12	12				
	S S (mg/L)	1	1	1	1				
	油 分 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	T-N (mg/L)	2	2	2	2				
	T-P (mg/L)	0.3	0.3	0.3	0.3				
	ふっ素 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	フッ酸処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	鉄製ゴムライニング×2基				同左				
主 要 寸 法	φ2,600mm×H3,050mm φ3,000mm×H3,050mm				同左				
能 力	1次処理 12m <sup>3</sup> /4時間+15m <sup>3</sup> /4時間 2次処理 10m <sup>3</sup> /時間				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿, 吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				令和元年11月5日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				令和2年1月20日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				令和2年1月30日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	119.9	150.9	119.9	150.9	119.72	151.13	119.72	151.13
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	5	10	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1	3	<1	<1				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	210	250	210	250				
	T-P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8					
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は, 公共下水道に排除される。

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ配管経路				同左				
主 要 寸 法	φ65mm×320mm（攪拌部分）				同左				
能 力	30m <sup>3</sup> /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－				令和元年11月5日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－				令和2年1月20日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－				令和2年1月30日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	509.7	574.1	509.7	574.1	521.62	592.48	521.62	592.48
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	B O D (mg/L)	30	60	30	60				
	C O D (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1	<1	<1	<1				
	T - N (mg/L)	130	230	130	230				
	T - P (mg/L)	2	5	2	5				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

# 令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

(5) 排水口に関する事項  
変更無し

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和元年10月8日から同年10月29日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

令和元年10月8日 岡山県公報 第12133号

〔四〇一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年十月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和元年九月三十日から令和二年三月三十一日まで	測量期間